

記入例

令和4年6月～

介護保険負担限度額認定申請書 兼 同意書

令和 ○年 ×月 ×日

預貯金・有価証券等の内容が分かる全ての写しの添付が必要です。

(生活保護受給者は、添付の必要はありません)

※通帳等の必要ページの写しは、裏面を確認ください。

※被保険者及び配偶者それぞれの通帳等の写しが必要です。

また、市長の報告要求に対し、銀行等が報告することについて、
行等に伝えて構いません。介護保険被保険者証に記載の10桁
の番号を確認の上、記入してください。

フリガナ	ギフ タロウ	被保険者番号	0	0	0	0	1	2	3	4	5	6
被保険者氏名	岐阜 太郎	個人番号										
生年月日	明・大・(昭) 11 年 11 月 1 日	個人番号(マイナンバー)の記載がなくても受付は可能です。										
住所	岐阜市司町40番地1	電話番号	058 (265) 4141									
入所(院)した 介護保険施設の 所在地及び名称 (※)	特別養護老人ホーム○○ 岐阜市○○町○○番地	介護保険施設に入所(院)していない場合 及びショートステイを利用している場合は、 記入不要です。										
入所(院)年月日 (※)	令和5年 4月 1日	(※) ショート ステイ										

内容
確認

配偶者の有無	(有) ・ 無	左記において「無」の場合、以下の「配偶者に関する事項 について」は、記入不要です。										
フリガナ	ギフ ハナコ	個人番号										
氏名	岐阜 花子	同居・別居の別	(同居) ・ 別居									
生年月日	明・大・(昭) 12 年 12 月 12 日	配偶者市民税	課税 ・ (非課税)									
住所	岐阜市司町40番地1	配偶者の住所が岐阜市外の場合は、配偶者の非課税証 明書を発行のうえ、添付してください。(非課税証明書は本年1月 1日の住所地にて交付されます。本年1月1日時点で岐阜市に住民票がある場 合は不要です。)										
本年1月1日現 在の住所(現 住所と異なる 場合)												

内容
確認

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記載は不要です。

申請者氏名	岐阜 一郎	本人との関係	子
申請者住所	岐阜市○○町○○番地 △△	電話番号	058 (××××) ××××

預貯金等の写し(配偶者有の場合は両名共)を添付してください。

書き損じた場合は二重線で訂正してください。
修正ペン・テープは使用不可です。

裏面も記入してください

収入等及び預貯金等に関する申告	☐ 生活保護受給者/市民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 預貯金及び有価証券等の合計金額が 1,000万円(夫婦で2,000万円) 以下です。		該当する欄の ☐ に チェックして下さい。	
	☐ 市民税世帯非課税であって、 課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金※・障害年金】収入額の合計が 年額80万円以下 です。(受給している年金に〇して下さい) ※ 寡婦年金、かん夫年金、母子年金、準母子年金、遺児年金を含みます。以下同じ。 預貯金及び有価証券等の合計金額が 650万円(夫婦で1,650万円) 以下です。 ※65歳未満の場合、1,000万円(夫婦で2,000万円)以下です。以下同じ。			
	☐ 市民税世帯非課税であって、 課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金※・障害年金】収入額の合計額が 年額80万円超120万円以下 です。(受給している年金に〇して下さい) 預貯金及び有価証券等の合計金額が 550万円(夫婦で1,350万円) 以下です。		受給している全ての年金の保険者に〇して下さい 日本年金機構 地方公務員共済 国家公務員共済 私学共済	
	☒ 市民税世帯非課税であって、 課税年金収入額と合計所得金額と【遺族年金※・障害年金】収入額の合計額が 年額120万円を超え ます。(受給している年金に〇して下さい) 預貯金及び有価証券等の合計金額が 500万円(夫婦で1,000万円) 以下です。		負債は「△」や「－」で表記し、負債が確認できる書類の写しを添付してください。(預貯金額等が限度額を超えない場合は負債の記載等の必要はありません。)	
	※預貯金・有価証券にかかる通帳等の写しは別添のとおり			
	預貯金額 ☐ なし ☒ 別添のとおり		有価証券 (評価概算額) ☐ なし ☒ 別添のとおり	

内容
確認

<記入はここまでです。>

注意事項

- この申請書における「配偶者」については、**世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。**
- 預貯金については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、その**すべての通帳等の写し**を添付してください。
 (「銀行名・支店・口座番号・名義」及び「申請日から2ヶ月以内に記帳された最終残高(年金受給者の方は年金支給額がわかるページを含む)」が確認できる部分の両方の写しが必要です。なお生活保護受給者は添付の必要はありません。)
- この申請書に書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

**添付いただいた通帳等の写しについては、負担限度額認定のみに利用し、目的外に利用しません。
 また5年間の保管期間が経過した後、溶解又は焼却により廃棄いたします。**

預貯金等の範囲(資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものが対象)

預貯金等に含まれるもの	添付資料(必要に応じて添付)
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(インターネットバンクであれば口座残高ページの写し)
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)・投資信託	証券会社や銀行等の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し(ウェブサイトの写しも可)
現金(タンス預金等)	自己申告

※負債(借入金・住宅ローンなど)は、預貯金等から差し引いて計算します。(借用証書などで確認。価格評価は申請日の直近2か月以内の写しを添付して下さい。なお預貯金等が一定額以下の場合、負債の申告は不要です。)

※生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属等及び絵画、骨董品、家財などは預貯金等に含まれません。

※ 預貯金、有価証券等の写しについて

被保険者及び配偶者のすべての通帳の①～④の写しが必要です。

- ①金融機関・支店名・口座名義人・口座番号が確認できる部分(通帳であれば表紙を1枚めくったページ)**
- ②最終残高(申請日の直近2か月以内に記帳)が確認できる部分**
- ③年金振込がある通帳の場合はそれが確認できる部分**
- ④定期預金等がある場合はそれが確認できる部分**

※被保険者及び配偶者名義の銀行口座がなく添付できない場合等は、岐阜市役所介護保険課にご連絡ください。(通帳の紛失等は金融機関に再交付等のお手続きをお願いします。)

有価証券等についてはその評価額等がわかる書類の写しが必要となります。